

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年8月から13年3月まで

私は、平成13年8月頃、未納だった国民年金保険料としてまとまったお金7万円前後をA市役所かB銀行C支店又は同行D支店のいずれかで納付した記憶がある。2か月分ぐらひはコンビニエンスストアで支払ったかもしれないが、納付したことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料として7万円前後をまとめて納付したと主張している。

しかし、申立期間当時の国民年金保険料は、月額1万3,300円であり申立期間の保険料は合計で10万6,400円となることから、申立人が記憶している保険料の納付金額と相違している。

また、保険料の納付時期及び工面方法について、申立人は、「平成13年7月のボーナス後に銀行預金から引き出して支払った。」と申述しているが、申立人が勤務していた事業所の総務担当者は、「申立人には同年7月の賞与を支給していない。」と証言しており、申立人の主張は信憑性^{びよう}が高いとは言い難い。

さらに、平成13年8月当時、申立期間の国民年金保険料は過年度納付のため市役所では納付できず、コンビニエンスストアでの納付は制度開始前である上、申立人が挙げたB銀行C支店及び同行D支店の担当者は、「当時の資料が無いので、確認できません。」と回答しており、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から同年9月まで
社会保険庁(当時)から届いたねんきん特別便には、申立期間の納付記録があった。20年以上前のことなので、領収書等はないが、将来のことを考えて納付していこうと思い、1か月ずつ納付したことに間違いがないので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年にA市役所で納付書をもらい、申立期間の国民年金保険料を1か月ずつ納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号の直近に払い出された複数の者の国民年金の加入記録及び保険料の納付記録から、平成8年5月以降に払い出されていることが推認でき、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、社会保険庁から届いたねんきん特別便には、申立期間の納付記録があったと主張しているが、申立人は当時の書類を所持しておらず、オンライン記録にも、遡って納付記録が取り消された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、平成2年の国民年金への加入当時、年金手帳の交付を受けていない旨述べている上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。